

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長  
(公印省略)

令和4年1月21日以降の市町村立学校の教育活動等について（通知）

本県は、令和4年1月21日から2月13日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされ、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

現在、本県も含め全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大している状況があり、各学校においても、強い緊張感を持って、児童・生徒等の安全・安心と学びの保障の両立に取り組むことが必要です。

については、令和4年1月21日以降の教育活動等について、別添写しのとおり県立学校長あて通知しました。

貴教育委員会所管の各学校においても、次の県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、別添写しの県立学校あて通知も参考に、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるようお願いします。

なお、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いします。

＜高等学校、中等教育学校＞

当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

○ 基本的な対応について

- ・児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部または全部を臨時休業とする。
- ・毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- ・登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

○ 学習活動について

- ・感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

○ 部活動について

- ・万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。  
活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わな

い。 ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。

活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。

- ・大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- ・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- ・大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

○ 学校行事等について

① 修学旅行等について

- ・修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- ・宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

② 卒業式について

- ・感染防止対策を徹底して実施する。
- ・実施に当たっては、次のように対応する。

式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（左右は 60cm 程度、前後は 1m 程度の間隔を確保）

式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。（生徒 1 人につき保護者 1 人まで。）

また、特に次の点について、貴教育委員会所管の各学校に対し、御指導くださるよう併せてお願いします。

○ 児童・生徒等が自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（3密の回避・マスクの着用・手洗い等の手指衛生・換気等）を実施するよう指導すること。

○ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底することや、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診することを、児童・生徒等や保護者に促すこと。

○ 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインを活用した学びの保障に積極的に取り組むこと。

○ 学校における基本的な感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

○ 修学旅行や卒業式などの学校行事等について、上記の県立学校の対応を踏まえ、貴教育委員会において適切に対応すること。

○ 部活動について、上記の県立学校の対応を踏まえ、活動内容・方法等の工夫に加え、部室で着替えを行う際など活動前後における感染防止マナー等についても、生徒への指導を徹底すること。併せて各地区大会や対外試合等の扱いは、県中体連の方針等を踏まえ、各地区の中体連、貴教育委員会において引き続き適切に対応すること。

○ 心のケアについては、児童・生徒等の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、児童・生徒等の見守りを行うこと。また、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

なお、この対応は、本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

問合せ先

子ども教育支援課教育指導グループ 本間

TEL 045-210-8217

子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 武下

TEL 045-210-8292

高第 3751 号  
令和 4 年 1 月 19 日

各県立高等学校長 様  
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

令和 4 年 1 月 21 日以降の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

本県は、令和 4 年 1 月 21 日から令和 4 年 2 月 13 日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされ、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

現在、本県も含め全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大している状況があり、各学校においても、強い緊張感を持って、生徒の安全・安心と学びの保障の両立に取り組むことが必要です。

については、県教育委員会として、生徒の安全・安心を確保しながら教育活動を継続するため、校内における感染防止対策を徹底するという視点から、令和 4 年 1 月 21 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、感染防止対策の徹底に取り組むとともに、各家庭に対しても、引き続き感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

《まん延防止等重点措置期間における教育活動等》

当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分×6 コマ、定時制課程は 40 分×4 コマでの授業実施を基本とする。

今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部または全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

#### ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
  - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。 ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
  - ・活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

#### エ 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

### 【まん延防止等重点措置期間中の教育活動等に係る具体的な対応】

#### 1 感染防止対策の徹底について

- 現在、感染力が強く、再感染リスク増加やワクチンの効果を弱める可能性が指摘されている変異株（オミクロン株）による感染が、急拡大している状況があるが、国立感染症研究所によると、オミクロン株についても、基本的な感染対策は重要であり、ワクチン接種者も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、換気などの徹底を継続することが必要である。加えて、三つの密（密集、密閉、密接）が重なるところは最も感染リスクが高いが、オミクロン株は伝播力が高いため、一つの密であってもできるだけ避けた方がよいとされている。そうしたことから、令和 3 年 4 月 23 日付け保体第 1217 号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和 3 年 11 月 29 日付け保体第 2512 号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、強い緊張感を持ち、特に次の点に留意して感染防止対策の徹底を図ること。
  - ア 登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。
  - イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。
  - ウ 教室、職員室、部活動の活動場所等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。
  - エ 教室、職員室、部活動の活動場所等における常時換気を基本とした換気を徹底すること。

オ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し対応すること。

○ 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。

ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。

イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ 発熱等体調不良があり、自宅休養する中で症状が軽快したために、登校したところ、再び発熱等体調不良となり、受診、検査の結果、陽性が判明するケースが多くみられることから、症状が軽快したと感じても十分な休養をとった後に登校するよう促すこと。

エ 登校時、食事の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。

オ 校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

カ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。

キ 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されているため、週休日等であっても、感染リスクの高い行動は自粛すること。

○ 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。その際、一般的なマスクの中では、不織布マスクが最も高い予防効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることについて、保護者に情報共有すること。

## 2 学習活動における留意事項について

○ 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。

ア 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。

イ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。

ウ 生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。ただし、近距離で対面とされない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。

エ 対面とはならない形でペアワーク等を行う場合は、ペア等を組む相手を固定する

こと。

オ 授業における外部人材の活用は控えること。

カ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。

キ 今後の感染状況により「分散登校」に移行することも想定し、対面による授業とオンラインによる学習を併用することができるよう、各学校において準備を進めておくこと。

### 3 生徒の主体的な活動における留意事項について

○ 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう生徒を指導すること。

ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（マスク着用、換気、身体的距離の確保）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。

イ 部活動は、校内における平日の放課後のみの活動とし、実施に当たっては、1日当たり90分程度、週当たり4日を上限とすることや、感染リスクの高い活動は可能な限り避けることなど、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

### 4 学校行事の実施における留意事項について

○ 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とすること。

○ 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とすること。

○ 学年・年次を超えて生徒を集合させる学校行事等は延期又は中止とすること。全校生徒を対象にした学校行事等を行う必要がある場合には、校内放送やICTを活用して教室で実施するなどの工夫を行うこと。

○ 学年・年次単位以上の規模で、校外（敷地外）で実施する学校行事は実施せず、延期又は中止とすること。

○ 合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事は延期又は中止とすること。

○ 学年・年次の単位を超えない規模での学習成果発表会を校内で行うことは可能とする。実施に当たっては、ICTの活用を含め、感染防止対策を徹底すること。

### 5 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

○ 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。

○ 感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。

○ やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、

① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること

- ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
  - やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
    - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
    - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）  
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む
- 6 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について
- 心のケアについては、生徒の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、生徒の見守りを行うこと。また、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 7 PTA活動について
- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合っ、必要最小限の活動に留めること。また活動する場合は、感染防止対策を十分に講じて行うこと。
- 8 学校施設開放について
- 学校施設開放については、県民の健康的な生活を維持するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。
- 9 入学者選抜の実施に向けた教職員の健康管理及び感染防止対策の徹底について
- 今後の入学者選抜の適正な実施に向け、業務に従事する教職員等の健康管理に万全を期すとともに、職員室等における感染防止対策の徹底に改めて取り組むこと。
  - 検査会場となる教室等の感染防止対策等について改めて点検すること。

#### 《卒業式について》

- 卒業式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染防止対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。
- 実施に当たっては、次のように対応すること。
  - ・式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。
  - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）
  - ・式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。また、来賓は招待しないこと。
- ※保護者が参列する場合は、生徒一人につき保護者1名までに限定すること。
- ※式場の椅子の配置について、感染防止対策として十分な間隔を取れない場合は、式を



複数回に分割して実施する、保護者は別室での参列とする、参列できない保護者向けにオンラインで配信するなどの対応を検討すること。

※保護者が参列する場合は、座席を指定にするなど、着席位置を把握できるようにしておくこと。

- ・式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。
- ・国歌斉唱や校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）

#### 問合せ先

##### 【通知全般に関することについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話(045)210-8260 (直通)

##### 【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

##### 【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

##### 【生徒の心のケアに関することについて】

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 岩崎、石川

電話(045)210-8295 (直通)

##### 【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

##### 【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

特第 1720 号  
令和 4 年 1 月 19 日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

令和 4 年 1 月 21 日以降の県立特別支援学校の教育活動等について（通知）

本県は、令和 4 年 1 月 21 日から令和 4 年 2 月 13 日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされ、別添の「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

現在、本県も含め全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大している状況があり、各学校においても、強い緊張感を持って、児童・生徒等の安全・安心と学びの保障の両立に取り組むことが必要です。

については、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保しながら教育活動を継続するため、校内における感染防止対策を徹底するという視点から、令和 4 年 1 月 21 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、感染防止対策の徹底に取り組むとともに、各家庭に対しても、引き続き感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

### 《まん延防止等重点措置期間における教育活動等》

当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

#### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部または全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

#### イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

#### ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
  - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。 ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
  - ・活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。

- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
  - 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
  - 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- エ 修学旅行等について
- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
  - 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
- オ 学校説明会等について
- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

### 【まん延防止等重点措置期間中の教育活動等に係る具体的な対応】

- 1 感染防止対策の徹底について
- 現在、感染力が強く、再感染リスク増加やワクチンの効果を弱める可能性が指摘されている変異株（オミクロン株）による感染が、急拡大している状況があるが、国立感染症研究所によると、オミクロン株についても、基本的な感染対策は重要であり、ワクチン接種者も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、換気などの徹底を継続することが必要である。また、三つの密（密集、密閉、密接）が重なるところは最も感染リスクが高いが、オミクロン株は伝播力が高いため、一つの密であってもできるだけ避けた方がよいとされている。そうしたことから、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和3年11月29日付け特第1590号保健体育課長、特別支援教育課長、学校支援課長通知「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、強い緊張感を持ち、特に次の点に留意して感染防止対策の強化・徹底を図ること。
  - ア 登下校中も含め、校内での児童・生徒等及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。
  - イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。
  - ウ 教室、職員室、部活動の活動場所等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。
  - エ 教室、職員室、部活動の活動場所等における常時換気を基本とした換気を徹底すること。
  - オ 学校で児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し対応すること。

- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について児童・生徒等への指導を徹底すること。
  - ア 児童・生徒等が、自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
  - イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
  - ウ 発熱等体調不良があり、自宅休養する中で症状が軽快したために、登校したところ、再び発熱等体調不良となり、受診、検査の結果、陽性が判明するケースが多くみられることから、症状が軽快したと感じても十分な休養をとった後に登校するよう促すこと。
  - エ 登校時、食事の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。
  - オ 昼食時など、校内の食事場面上における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また、座席の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空け、状況に応じて衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。教室内で十分な間隔を確保できず、教室に余裕がある場合などは、特別教室等を活用するなど、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うこと。
  - カ 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策をすること。また、児童・生徒等に対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用し、介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。
  - キ 食べ物、飲み物を共有しないよう指導すること。
  - ク 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。
  - ケ 県立学校において、教育活動外での児童・生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、週休日等であっても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。
- 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。その際、一般的なマスクの中では、不織布マスクが最も高い予防効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることについて、保護者に情報共有すること。

## 2 学習活動における留意事項について

- 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
  - ア 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保すること。
  - イ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入

することなどにより、児童・生徒等同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。

ウ 児童・生徒等が近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。ただし、近距離で対面とならない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。

エ 対面とはならない形でペアワーク等を行う場合は、ペア等を組む相手を固定すること。

オ 授業における外部人材の活用は控えること。

カ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。

### 3 児童・生徒等の主体的な活動における留意事項について

○ 児童・生徒等の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を徹底するよう児童・生徒等を指導すること。

ア 児童・生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（マスク着用、換気、身体的距離の確保）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。

イ 部活動は、校内における平日の放課後のみの活動とし、実施に当たっては、1日当たり90分程度、週当たり4日を上限とすることや、感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は行わないことなど、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

### 4 学校行事の実施における留意事項について

○ 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とすること。

○ 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とすること。

○ 合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事は延期又は中止とすること。

○ 学年・学部等の単位を超えない規模での学習成果発表会を校内で行うことは可能とする。実施に当たっては、ICTの活用を含め、感染防止対策を徹底すること。

### 5 学校説明会等における留意事項について

○ まん延防止等重点措置の実施期間中の実施に当たっては、前掲「1 感染防止対策の徹底について」に基づき、感染防止対策に万全を期すこと。

○ 感染リスクの低減のため、一回当たりの参加人数を制限すること。また、実施に当たっては、特に次の点に留意すること。

ア 会場における座席の間隔は可能な限り広くとること。

（できる限り1～2メートルの間隔を確保する。）

イ 参加者の氏名、連絡先、着席位置等を把握するとともに、当日の健康状態について確認する。参加者の動線に配慮し、密な状況を作らないようにすること。

ウ 児童・生徒等と外部の参加者等が直に接する場面を設けないこと。

エ ICTの活用等も含めて実施形態を工夫すること。

## 6 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応について

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等の対応として、「学校の新しい生活様式Ver. 7」を基本としつつ、次の文書も参考としながら適切に対応すること。

<参考>

- 文部科学省令和2年12月9日付け事務連絡

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）」

- 文部科学省令和2年6月19日版

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」

- 厚生労働省令和2年5月20日付け

「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

## 7 スクールバスの対応について

- スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとること。
- 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を徹底すること。
- 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。

## 8 寄宿舎における感染症対策について

- 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式Ver. 7」を踏まえた、万全の感染症対策を講じること。
- 寄宿舎内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- 入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、保護者に自宅休養を依頼すること。
- 入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。

## 9 感染状況に不安を抱く児童・生徒等、保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童・生徒等については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により児童・生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安から登校を控えるなど、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校

できない児童・生徒等と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室等で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒等との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。

- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対して行う学習指導については、
  - ① 個別教育計画を踏まえながら適切に行うこと
  - ② 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
  - ③ 教師が児童・生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当児童・生徒等の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
  - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
  - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

#### 10 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

- 心のケアについては、児童・生徒等の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、児童・生徒等の見守りを行うこと。また、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

#### 11 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合っ、必要最小限の活動に留めること。また活動する場合は、感染防止対策を十分に講じて行うこと。

#### 12 学校施設開放について

- 学校施設開放については、県民の健康的な生活を維持するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。

### 《卒業式について》

- 卒業式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染防止対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。
  - 実施に当たっては、次のように対応すること。
    - ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。
    - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。  
(できる限り1～2メートルの間隔を確保)
    - ・ 式への参列者は、卒業生、保護者、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とすること。また、来賓は招待しないこと。
- ※式場の椅子の配置について、感染症対策として十分な間隔を取れない場合は、式を複数回に分割して実施する、保護者は別室での参列とするなどの対応を検討すること。
- ※保護者の参列に関しては、座席を指定にするなど、着席位置を把握できるようにしておくこと。
- ・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。
  - ・ 国歌斉唱や校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。(国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。)

#### 問合せ先

##### 【通知全般に関することについて】

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276 (直通)

##### 【部活動(運動部)に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

##### 【部活動(文化部)に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

##### 【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

##### 【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)



**別紙1****県立高等学校等における令和4年1月21日以降の授業実施上の留意事項**

<b>1 全教科に共通した授業実施上の留意事項</b>	
	<p>○授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。</p> <p>○発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。</p> <p>○生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動について、可能なものは避け、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○ペアワークやグループワーク等を行う必要がある場合は、可能な限り、ペアやグループを組む相手を固定すること。</p> <p>○授業の題材として、感染症、ウイルス等について扱う際には、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。</p> <p>○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>

<b>2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項</b>	
<b>理科</b>	<p>○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、マスクを着用していても慎重に行い、実施の際は、一定の距離を保ち、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
<b>保健体育</b>	<p><b>【体育】</b></p> <p>○可能な限り屋外で実施し、やむを得ず体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。</p> <p>○運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。</p> <p>○マスクを外している際は、人との十分な距離を保つ、近距離での会話や活動時の発声を控える等の感染防止対策を講じること。</p> <p>○生徒のマスク着用時について、呼吸が苦しい様子など体調不良が見られる場合は3密を避けて休憩させ、必要な応急手当を行うこと。</p> <p>○運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない運動の際は、マスクを着用すること。</p> <p>○身体接触を伴う活動や、生徒同士が近距離で実施する活動は可能な限り避けること。</p> <p>○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のチーム同士で回数や時間を絞ってゲーム等を行うこと。</p> <p>○用具・ボール等の共有はできるだけ避け、やむを得ない場合は、特定の少人数で使用</p>

保健体育	<p>し、授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。消毒については必要に応じて適切に行うこと。</p> <p>○教員はマスク着用を原則とするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合（指導のために教員が運動を行う場合等）は外しても構わないこと。</p> <p>○教員がマスクを外した際は、不必要な会話や発声を行わず、他者との距離を2 m以上（同方向に動く場合は更に長い距離）確保すること。</p> <p>【保健】</p> <p>○実習については、用具の共用をできるだけ避け、やむを得ない場合は、ペアやグループを固定した上で、実施すること。また、授業前後の生徒の手洗いを徹底し、消毒については必要に応じて適切に行うこと。</p> <p>○応急手当や心肺蘇生法については、円滑に実習が行えるよう、応急手当の意義や、基本的な応急手当の方法や手順について、心肺蘇生法の必要性などの学習を事前に行うなどの工夫をすること。</p>
音楽	<p>○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○歌う（発声する）際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、同じ方向を向くようにする。また、同じ時間に歌う人数や時間を減らすなど、活動形態等を工夫すること。加えて、マスクを着用して歌唱させることから、生徒の体調に留意すること。</p> <p>○楽器を演奏する際は、内容（活動）について慎重に判断すること。実施に当たっては、マスクを着用し（マスク着用での演奏が難しい楽器の集団での活動は行わない）、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、同じ方向を向くようにすること。</p>
美術・工芸	<p>○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、ペアやグループワーク等については回数や時間を減らすこと。</p> <p>○制作の説明や鑑賞を行う際は密集しないよう、ワークシートや ICT 機器を活用すること。</p> <p>○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
書道	<p>○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、ペアやグループでの実技や話し合いを実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○製作の説明や鑑賞を行う際は密集しないよう、ワークシートや ICT 機器を活用すること。</p> <p>○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>

外国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スピーチを行う際も、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒同士が近距離で活動する調理実習については、特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討し、指導計画上別な方法で代替可能なものは避けること。また、実施する場合は、マスクを着用していても慎重に行い、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、回数や時間を減らすこと。例えば、調理台の使用人数は通常実習時の半分までとし、対面にならないよう配置したり品数を減らしたりするなどの工夫をすること。</li> <li>○実験・実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> <li>○生徒の身体接触の避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。</li> </ul>

<b>3 専門各教科に共通した授業実施上の留意事項</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○実験・実習の際には、少人数で行うなどの感染防止対策を行うとともに、引き続き、事前に動画を視聴して理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</li> <li>○窓を開けたまま行うことができない実習等の場合は、10分～15分程度ごとに窓等を開放し、十分な換気を行うこと。</li> <li>○生徒が共用で使用する実習・実験器具等については、適切な消毒と授業前後の手洗いや手指消毒を徹底すること。</li> <li>○生産物等の外部への販売実習については、商業科の留意事項を踏まえて実施すること。</li> <li>○産業現場等における長期間の実習（いわゆるデュアルシステム）やインターンシップについては、実習先の感染防止対策を確認した上で保護者の了解のもと実施すること。</li> </ul>	

<b>4 専門各教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項</b>	
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農場施設内（温室、ビニールハウスなど含む）や実験室など屋内で実施する実験・実習については、換気の徹底や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。</li> <li>○学校農業クラブ活動での実習は、授業及び部活動の扱いに準じる。</li> </ul>
工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製図実習においては、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、定期的に換気を行うとともに、作業後は製図版等の消毒を実施すること。</li> <li>○特に生徒間で共用する保護メガネ、工具等については、使用前後に適切な消毒をすることともに、授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</li> <li>○実習中の技術指導、安全指導などは、やむを得ない場合を除き、生徒との接触を避け、かつ3密とならないよう実施すること。</li> </ul>

工業	<p>○グループで行う実習等については、少人数となるよう計画するとともに、密接とならないよう配慮すること。また、実習器具等の使用については使用者を固定する等の配慮を行い実施すること。</p> <p>○製図や実習開始前に行う作業の安全確認の中で、感染防止対策についても触れること。</p>
商業	<p>○販売実習については、「校長判断」により実施を可とする。</p> <p>○実施する場合には、不特定多数の人が学校に出入りすることによる生徒への感染リスクを避けるため、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和措置等の取組を行うこと。</p> <p>○来客者については、一度に販売所へ入る人数を抑えたり、販売所への滞在時間を短縮したりするなど、感染防止に万全の措置を講じること。</p> <p>○販売実習に参加する生徒については、予め保護者の了解を得ること。</p> <p>○「新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）<a href="https://corona.go.jp/">https://corona.go.jp/</a>」で示されている「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインー覧（PDF：業種別ガイドラインについて 令和4年1月14日現在）」における、⑫生活必需物資供給「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日 [令和3年11月30日改訂]）等を参考に感染防止の対策を講じて実施すること。</p>
水産	<p>○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（湘南丸用）」に基づき実施すること。（実習先については、別途高校教育課と協議する）</p> <p>○小型船等における実習について、三つの密を避けるため、できる限り少ない人数で実施すること。</p>
家庭	<p>○調理実習については、必要な感染防止措置を取った上で実施し、試食等については、昼食時の留意事項を踏まえて実施すること。</p> <p>○施設実習等について、専門教科「看護・福祉」における留意事項を踏まえること。</p>
看護・福祉	<p>○外部施設での実習については、実習先と保護者の了解のもと、必要な感染防止措置について施設と協議した上で行うこと。</p> <p>○医療的ケア、入浴、食事介護等の実習について、必要な感染防止措置をとった上で実施すること。なお、当日の健康チェックや実習時間の記録など、接触者が不明とならないようペアやグループを固定して実施すること。</p>

## 別紙2

### 県立高等学校等における令和4年1月21日以降の部活動実施上の留意事項

#### 1 部活動の実施形態

活動形態	・ 万全な感染対策を講じた上での活動 ・ 感染リスクの高い活動は可能な限り避けること
活動範囲	・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみ ※合同チームの場合、他校での活動は可 ・ 練習試合や合同練習は行わない
活動時間	・ 平日の放課後のみ 90 分程度を上限とする ※準備片付け含む
活動日数	・ 平日の放課後のみ週 4 日を上限とする ※週休日は原則活動中止
指導者	・ 部活動インストラクター等校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・ 身体接触を伴う活動や、近距離で実施するなど感染リスクの高い活動は可能な限り避けること

#### 2 公式大会・コンクール等

※「公式大会・コンクール等」とは学校関係団体（高体連・高文連・特体連・高野連・高ゴ連）及び協会・連盟主催のものをいう

- ・ 大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長と教育委員会が協議し、可否を決定する。
- ・ 学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、校長と教育委員会が協議し、可否を決定する。

**※大会等に参加する場合、生徒のけが防止等、安全面を考慮し、校長の判断により特例措置として大会等の 14 日前から「神奈川県立学校に係る部活動の方針」（平成 31 年 3 月 29 日改訂）に準じた活動日数及び活動時間で活動できることとする。ただし、週休日における活動は「0.5（半日）× 2 日」は不可とする。（県内チームとの県内で実施する練習試合は可）なお、大会等に参加する場合は、保護者に練習計画を含め説明し、大会参加に係る承諾を得ること。**

#### 3 合宿及び県外遠征

- ・ 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。
- ・ 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。

※まん延防止等重点措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。キャンセル料の支払いが生じるリスク等を含めて、生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得た上で計画するとともに、状況によりキャンセルとなるような場合には、保護者に負担をかけることがないよう、キャンセル料が発生しない段階で早めに判断すること。

## 4 部活動実施に当たっての留意事項

### ○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「3密対策」 **①密閉対策：常時の換気**

**②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用**

**③密集対策：人との間隔を空ける（1メートルを目安に）**

- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

### ○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・**発熱等の風邪の症状がある場合には、参加させないこと。**
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないよう指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

### ○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・**体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。**
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな声を発しないこと。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部、文化部ともに、運動時は身体へのリスクを考慮し、生徒はマスクの着用は必要としないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染防止対策を講じた上で、マスクを外させること。また、生徒がマスクの着用を希望する場合は、医療用や産業用マス



クではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させることや、生徒の体調の変化に注意し指導すること。なお、顧問は原則マスクを着用することとする。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。

- ・熱中症のリスクが低いと考えられる場合は、飛沫拡散防止のため、原則マスクを着用すること。特に、歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における令和4年1月21日以降の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

## 5 その他

※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。

※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士で帰宅する際に感染した可能性があるとして示されている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を徹底するよう引き続きお願いします。

※ **発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も、参加しないことを徹底してください。**

※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。

※ 活動に当たっては、生徒及び保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。

※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を更に制限することも考えられます。

なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。

# 特措法に基づく まん延防止等重点措置に係る 神奈川県実施方針

令和4年1月19日



# まん延防止等重点措置の区域と期間

## 【対象区域】

県内全市町村

## 【実施期間】

令和4年1月21日（金）から  
2月13日（日）まで（24日間）

# まん延防止等重点措置の内容

県民向け

一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）

飲食店

時短等

## 【マスク飲食実施店認証店】

① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～20時）

協力金：2.5～7.5万円/日

② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止

協力金：3～10万円/日

①と②のどちらかを  
認証店が選択可能

## 【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止

協力金：3～10万円/日

人数

1テーブル4人以内

大規模  
集客施設等

入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守

【安全計画を策定した場合】収容定員：上限2万人

イベント

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

# 県民の皆さんに対して

## 一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛(法第31条の6第2項)
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛(法第24条第9項)
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛(法第24条第9項)
  - ※生活に必要な場合の例  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、  
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、  
生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底(法第24条第9項)
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避(法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨 (法第24条第9項)

# 飲食店・大規模集客施設等に対して

飲食店等

○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)

【マスク飲食実施店認証店】	【非認証店】
<p>①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)</p> <p>②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</p> <p>上記①と②のどちらかを認証店が選択</p>	<p>5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</p>

○利用者の人数制限(法第24条第9項)

1テーブル4人以内

※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合)は、対象者に対する  
全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

大規模集客施設等

○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請  
(法第31条の6第1項、令第5条の5)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

# イベントに対して

イ  
ベ  
ン  
ト

## ○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

- ※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
- ※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要  
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提
- ※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。

## ○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

## ○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)

# その他

## 【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

## 【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
  - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

## 【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
- Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけ
  - ※ 3月22日までとされている利用期間は延長される見込み

令和2年2月26日策定  
令和2年2月28日改定  
令和2年3月11日改定  
令和2年3月24日改定  
令和2年3月26日改定  
令和2年3月30日改定  
令和2年4月6日改定  
令和2年4月7日改定  
令和2年5月5日改定  
令和2年5月25日改定  
令和2年7月9日改定  
令和2年11月20日改定  
令和3年3月18日改定  
令和3年3月24日改定  
令和3年4月16日改定  
令和3年7月30日改定  
令和3年8月17日改定  
令和3年8月26日改定  
令和3年9月9日改定  
令和3年9月28日改定  
令和3年10月20日改定  
令和4年1月19日改定

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

### 1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底し、医療提供体制の維持、県内経済の安定や県庁における非常時優先業務の継続に向けて、「全庁コロナ・シフト」を維持する。

### 2 新しい生活様式の定着に向けた取組

#### (1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、リモートによる会議の実施など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

**(2) 県民利用施設（\*入所施設を除く）**

個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、運営する。

**(3) 県民等への対応**

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

**3 イベント等の実施の扱い**

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

**4 公立学校向け対策**

別添資料2「県教育委員会における今後の教育活動等について」



## イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために「全庁コロナ・シフト」の考え方のもと、職員を確保する観点から、次のとおりとする。

### 1 対象期間

令和4年3月31日まで

### 2 対応

#### (1) 県が主催するイベント等

「全庁コロナ・シフト」を継続するため、県が主催するイベント等は、原則、中止又は延期とする。

なお、開催する場合は、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」に基づき、イベントの開催制限を遵守するとともに、基本的な感染防止対策を徹底する。

#### (2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、開催することができる。

**県教育委員会における今後の教育活動等について**  
(令和4年1月19日現在)

**1 公立学校における対応について**

**(1) 県立学校**

まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染力が強いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒の安全安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら対応していく。

**<高等学校、中等教育学校>**

ア 当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

イ 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

**<特別支援学校>**

当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

**《県立学校における児童・生徒への対応》**

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部又は全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
  - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。 ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
  - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川

県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

#### エ 学校行事等について

##### ①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

##### ②卒業式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
  - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1 m 程度の間隔を確保)
  - ・ 式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)

## (2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

## 2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底しながら、まん延防止等重点措置の実施期間中は次のとおり対応する。
  - ・ 博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とする。
  - ・ 図書館は、通常どおり開館する。なお、一定の人数を超えた場合、入場制限を行う。
  - ・ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

※ なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。

※ この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知する。

## 知事メッセージ

圧倒的な感染力を持つオミクロン株によって、本県の新規感染者は、わずかな期間で激増しました。

現時点では、本県の病床はひっ迫している状況にありませんが、若者を中心に広がっている感染が、今後、重症化リスクの高い高齢者に広がれば、あっという間に病床がひっ迫する事態になりかねません。

また、いわゆるエッセンシャルワーカーが、感染等により出勤できず、社会経済活動が麻痺する恐れも生じています。

この切迫した状況を踏まえ、本日、国は、本県を含む首都圏1都3県などに対して、1月21日から2月13日までの間、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

これを受け、県は、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

### 〔県民の皆さんへ〕

人混みは危険という意識を強く持って、混雑を避けるほか、マスク飲食や、M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を徹底してください。

また、マスク飲食実施店に認証していない飲食店や、21時以降に開いている飲食店には行かないでください。

今後、気を付けるべきは、高齢者に感染を広げないことです。改めて「一人ひとりが徹底用心」をお願いします。

### 〔事業者の皆さんへ〕

○ マスク飲食実施店の認証店は、

「営業時間は21時まで、酒類の提供は20時まで」または、

「営業時間は20時まで、酒類の提供はなし」のいずれかを選択してください。時短要請に応じていただいた店舗には協力金を支払いますが、どちらを選択したかにより金額は異なります。

人数は、1テーブル4人までとします。ただし、結婚披露宴や法事などの慶弔行事で飲食店を利用する場合は、当日全員が検査を行い、陰性が確認できた場合は、人数制限はなしとします。

- マスク飲食実施店の非認証店は、  
「営業時間は20時まで、酒類の提供はなし、1テーブル4人以内」と  
します。
- 非認証店についても、時短要請に応じていただいた店舗には協力金  
を支払います。
- 大規模イベントは、感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた  
場合、人数上限は2万人とします。ただし、当日2万人を超える範囲  
の入場者全員が検査を行い、陰性が確認できた場合は、人数は収容定  
員までとします。
- 医療、福祉、ライフラインなどの事業者は、従業員の十分な感染防  
止対策を取りつつ、感染者や濃厚接触者が多く発生した場合であって  
も、業務継続を図るよう努めてください。

県は、昨年末に病床の確保フェーズを3に引き上げるほか、宿泊療養施設のさらなる確保や、自宅療養者の支援体制の強化など、先手先手で、医療提供体制の確保に取り組んできました。

こうした中、このたびのまん延防止等重点措置の適用によって、県民や事業者の皆さんに、再びご負担をおかけすることとなり、大変心苦しいですが、24日間にわたる措置で、この危機を早期に収束できるよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年1月19日

神奈川県知事 黒岩 祐治